

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症発症の危険因子となることも指摘されている。

我が国の難聴者率は、欧米諸国と比べても大差はないが、補聴器の使用率は欧米よりかなり低い状況にあり、速やかな普及が望まれるものの、国の補助対象は身体障害者福祉法に規定する重度・高度の難聴者に限られているのが現状である。

補聴器は高額な上に保険の適用がなく、加齢性難聴者に対する公的支援制度もないため利用者の負担が大きく、普及が進まない要因となっている。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられる。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月20日

袋井市議会議長 戸塚 哲夫

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官 様